



福県医発第 2048 号（地）
平成 22 年 2 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

標記の件につきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 10 号）が平成 22 年 1 月 28 日に公布、同日より施行される旨、厚生労働省健康局長、各都道府県知事宛通知され日本医師会を通じ通知がありましたので、お知らせいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生労働省令第 99 号）第 27 条の 7 に規定する結核回復者の範囲について、近年の科学的知見や現状に対応するとともに結核対策の重点化・効率化を図る観点から、「結核医療を必要としないと認められてから三年以内の者」が「結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者」に改められたものです。

また、同日付「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」において、結核登録票に登録されている者の病状に関する診断結果の把握に当たっての留意事項が、また「活動性分類等について」においては、第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等の具体的運営を図る上での参酌事項等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、関係医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

平成22年2月2日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
飯 沼 雅 朗

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第10号)が平成22年1月28日に公布、同日から施行される旨、厚生労働省健康局長から各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

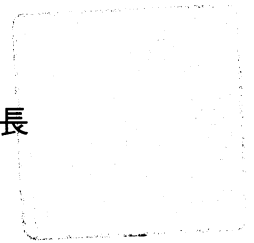
また、同法第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等の具体的運営を図る上での参酌事項、さらに同項に規定する結核登録票に登録されている者の病状に関する診断結果の把握に当たっての留意事項についても、同省より通知され周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健発0128第3号
平成22年1月28日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記について、別添（写）のとおり、各都道府県知事、政令市市長、特別区区長あて通知したところであります。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。



健発 0128 第3号

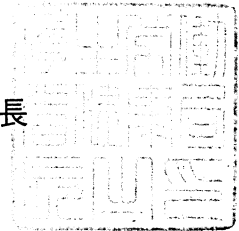
平成22年1月28日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令の施行について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第10号）が平成22年1月28日に公布され、同日から施行されたところである。

今回の改正の概要は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、円滑な運用にあたられたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27条の7に規定する結核回復者の範囲について、近年の科学的知見や現状に対応するとともに結核対策の重点化・効率化を図る観点から、「結核医療を必要としないと認められてから三年以内の者」を「結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者」に改めた。

2 施行期日

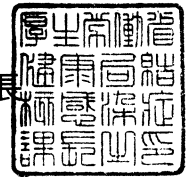
公布の日から施行する。



健感発0128第2号
平成22年1月28日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について

標記について、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長あて通知したところであります。

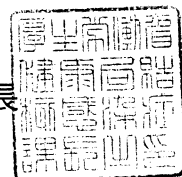
つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。



健感発0128第2号
平成22年1月28日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者（以下「登録者」という。）の病状に関する診断結果の把握に当たっては、下記に留意の上、適正に実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言とし、平成22年1月28日から適用する。

記

- 1 保健所長は、登録者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、法第53条の13に規定する精密検査（以下「管理検診」という。）を実施し、最近6月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に行うこと。
- 2 ただし、医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診を実施することがないよう関係機関との連携を密にすること。
- 3 なお、関係機関に対して、登録者の病状に関する診断結果の把握に必要な書類等の提出を求める際には、その趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに、事前に登録者本人又はその保護者から同意書等を取るなどして、協力を得られるよう努められたいこと。



健感発0128第1号

平成22年1月28日

社団法人 日本医師会

感染症危機管理対策室長

飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



活動性分類等について

標記について、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長あて通知したところであります。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。



健感発0128第1号

平成22年1月28日

各〔都道府県〕
〔政令市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長



活動性分類等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言とし、平成22年1月28日から適用する。

記

第1 分類の原則

活動性分類は、結核登録票に登録されている者の管理区分を示す分類であり、最新の医師の診断（肺結核にあつては結核菌検査及び胸部エックス線検査に基づく診断、肺外結核にあつては臨床・理学的検査に基づく診断）による指示及びその診断の時期からの経過期間に基づき次のいずれかに区分されること。

1 活動性

結核の治療を要する者

2 不活動性

治療を要しないが経過観察を要する者

3 活動性不明

病状に関する診断結果が得られない者

第2 活動性分類の区分

登録時の活動性分類は、第3に定める登録時の結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、次のいずれかに区分すること。

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性
- 6 潜在性結核

第3 登録時の活動性分類

第2に定める登録時の活動性分類は、次に定めるところによること。

1 結核症の主な罹患臓器

結核菌が罹患した臓器により次のように分類すること。ただし、肺結核と肺外結核を合併する者は、肺結核に分類すること。

(1) 肺結核

肺又は気管支を主要罹患臓器とする結核症。ただし、結核性胸膜炎、膿胸、肺門リンパ節結核及び粟粒結核は、肺外結核に分類すること。

(2) 肺外結核

肺及び気管支以外の臓器を主要罹患臓器とする結核症及び粟粒結核。

2 菌所見

肺結核については、診断時の結核菌検査所見により次のように分類すること。

(1) 喀痰塗抹陽性

結核菌喀痰塗抹陽性の者

(2) その他結核菌陽性

喀痰塗抹以外の検体・検査法を用いた検査で結核菌陽性の者（喀痰塗抹陰性で培養陽性の者、気管支内視鏡検査で塗抹陽性の者、核酸診断検査で陽性の者等）

(3) 菌陰性・不明

結核菌陰性の者及び検査を行わなかった者

3 治療の既往

既往の結核に対する化学療法の実施状況により次のように分類すること。

(1) 初回治療

(2) 以外の者

(2) 再治療

結核に対する化学療法を過去に1月以上受け、かつ、その治療終了後2月以上

経過している者

第4 区分の変更等

分類の変更等については、次の基準によること。

1 不活動性

治療を終了した者は、不活動性に分類を変更すること。

2 活動性不明

最近6月以内の病状に関する診断結果が得られない者は、活動性不明に分類を変更すること。

3 菌所見

治療開始後6月以内に第3の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。

第5 登録の削除

1 結核登録票に登録されている者が次のいずれにも該当しない場合は、職権により登録を取り消す（講学上の撤回）こと。

(1) 結核患者

(2) 結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者

(3) 結核再発のおそれが著しいと認められる者

2 結核再発のおそれが著しいと認められる者については、保健所長が経過観察を必要としないと判断した場合に登録を取り消す（講学上の撤回）こと。

「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 再発のあった者

(2) 受療状況が不規則であった者

(3) 抗結核薬に耐性のあった者

(4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者

(5) その他保健所長が必要と認める者

3 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。

(参考)

「活動性分類等について」 比較表

平成22年 1 月28日 健感発0128第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知	平成17年 3 月31日 健感発第0331004号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言とし、<u>平成22年 1 月28日から適用する。</u>	結核予防法（昭和26年法律第96号）第24条第1項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言とし、<u>平成17年 4 月1日から適用する。</u> <u>おって、「活動性分類の運用について」（平成7年 1 2月 2 6日付け健医感発第109号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知）は廃止し、「地方自治法第245条の9に規定する処理基準の設定について」（平成13年 4 月12日付け健感発第21号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の一部を次のように改正する。</u> <u>第2を削り、第3を第2とする。</u>
記	記
第1 分類の原則 活動性分類は、結核登録票に登録されている者の管理区分を示す分類であり、最新の医師の診断（肺結核にあつては結核菌検査及び胸部エックス線検査に基づく診断、肺外結核にあつては臨床・理学的検査に基づく診断）による指示及びその診断の時期からの経過期間に基づき次のいずれかに区分されること。 1 活動性 結核の治療を要する者 2 不活動性 治療を要しないが経過観察を要する者 3 活動性不明 病状に関する診断結果が得られない者	第1 分類の原則 活動性分類は、結核登録票に登録されている者の管理区分を示す分類であり、最新の医師の診断（肺結核にあつては結核菌検査及び胸部エックス線検査に基づく診断、肺外結核にあつては臨床・理学的検査に基づく診断）による指示及びその診断の時期からの経過期間に基づき次のいずれかに区分されること。 1 活動性 結核の治療を要する者 2 不活動性 治療を要しないが経過観察を要する者 3 活動性不明 病状に関する診断結果が得られない者
第2 活動性分類の区分 登録時の活動性分類は、第3に定める登録時の結核症の主な罹患臓器、	第2 活動性分類の区分 登録時の活動性分類は、第3に定める登録時の結核症の主な罹患臓器、

菌所見及び治療の既往を勘案し、次のいずれかに区分すること。

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性
- 6 潜在性結核

第3 登録時の活動性分類

第2に定める登録時の活動性分類は、次に定めるところによること。

1 結核症の主な罹患臓器

結核菌が罹患した臓器により次のように分類すること。ただし、肺結核と肺外結核を合併する者は、肺結核に分類すること。

(1) 肺結核

肺又は気管支を主要罹患臓器とする結核症。ただし、結核性胸膜炎、膿胸、肺門リンパ節結核及び粟粒結核は、肺外結核に分類すること。

(2) 肺外結核

肺及び気管支以外の臓器を主要罹患臓器とする結核症及び粟粒結核。

2 菌所見

肺結核については、診断時の結核菌検査所見により次のように分類すること。

(1) 喀痰塗抹陽性

結核菌喀痰塗抹陽性の者

(2) その他結核菌陽性

喀痰塗抹以外の検体・検査法を用いた検査で結核菌陽性の者（喀痰塗抹陰性で培養陽性の者、気管支内視鏡検査で塗抹陽性の者、核酸診断検査で陽性の者等）

(3) 菌陰性・不明

結核菌陰性の者及び検査を行わなかった者

3 治療の既往

既往の結核に対する化学療法の実施状況により次のように分類すること。

(1) 初回治療

菌所見及び治療の既往を勘案し、次のいずれかに区分すること。

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性

第3 登録時の活動性分類

第2に定める登録時の活動性分類は、次に定めるところによること。

1 結核症の主な罹患臓器

結核菌が罹患した臓器により次のように分類すること。

(1) 肺結核

肺又は気管支を主要罹患臓器とする結核症。ただし、肺結核と肺外結核を合併する者は、肺結核に分類すること。

(2) 肺外結核

肺及び気管支以外の臓器を主要罹患臓器とする結核症及び粟粒結核。ただし、結核性胸膜炎、膿胸、肺門リンパ節結核及び粟粒結核は、肺外結核とすること。

2 菌所見

肺結核については、診断時の結核菌検査所見により次のように分類すること。

(1) 喀痰塗抹陽性

結核菌喀痰塗抹陽性の者

(2) その他結核菌陽性

喀痰塗抹以外の検体・検査法を用いた検査で結核菌陽性の者（喀痰塗抹陰性で培養陽性の者、気管支内視鏡検査で塗抹陽性の者、核酸診断検査で陽性の者等）

(3) 菌陰性・不明

結核菌陰性の者及び検査を行わなかった者

3 治療の既往

既往の結核に対する化学療法の実施状況により次のように分類すること。

(1) 初回治療

(2) 以外の者

(2) 再治療

結核に対する化学療法を過去に1月以上受け、かつ、その治療終了後2月以上経過している者

第4 区分の変更等

分類の変更等については、次の基準によること。

1 不活動性

治療を終了した者は、不活動性に分類を変更すること。

2 活動性不明

最近6月以内の病状に関する診断結果が得られない者は、活動性不明に分類を変更すること。

3 菌所見

治療開始後6月以内に第3の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。

第5 登録の削除

1 結核登録票に登録されている者が次のいずれにも該当しない場合は、職権により登録を取り消す（講学上の撤回）こと。

(1) 結核患者

(2) 結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者

(3) 結核再発のおそれが著しいと認められる者

2 結核再発のおそれが著しいと認められる者については、保健所長が経過観察を必要としないと判断した場合に登録を取り消す（講学上の撤回）こと。

「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 再発のあった者

(2) 受療状況が不規則であった者

(3) 抗結核薬に耐性のあった者

(4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者

(5) その他保健所長が必要と認める者

(2) 以外の者

(2) 再治療

結核に対する化学療法を過去に1月以上受け、かつ、その治療終了後2月以上経過している者

第4 区分の変更等

分類の変更等については、次の基準によること。

1 不活動性

治療を終了した者は、不活動性に分類を変更すること。

2 活動性不明

最近1年以内の病状に関する診断結果が得られない者は、活動性不明に分類を変更すること。

3 菌所見

治療開始後6月以内に第3の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。

第5 登録の削除

1 結核登録票に登録されている者が次のいずれにも該当しない場合は、職権により登録を取り消す（講学上の撤回）こと。

(1) 結核患者

(2) 結核医療を必要としないと認められてから3年以内の者

(3) 結核再発のおそれが著しいと認められる者

3 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非結核性抗酸菌（非定型抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。

2 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非定型抗酸菌（非結核性抗酸菌）その他の非結核性のものであることが判明した場合は、結核予防法の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。